

パブリック・コメント^{てつぎじっしけつかほうこく}手続実施結果報告

ばんごう 番号	19-6-2
あんけんめい 案件名	(仮称)中野区 ^{なかのく} 障害者の ^{たよう} 多様な ^{いしそつう} 意思疎通の ^{そくしんかん} 促進に関する じょうれい も こ おも じこう 条例に盛り込むべき ^{おも} 主な ^{じこう} 事項
いけんほしゅうきかん 意見募集期間	れいわがねん がつ にち 令和元年12月20日 から れいわ ねん がつ にち 令和2年1月9日まで

1. 提出方法別意見提出者数^{ていしゅつほうほうべついいけんていしゅつしやすう}

ていしゅつほうほう 提出方法	にん だんたい すう 人(団体)数
でんし 電子メール	15
ファクシミリ	1
ゆう そう 郵 送	0
まど ぐち 窓 口	0
ごう けい 合 計	16

2. 提出された意見の概要及びそれに対する^{たいい}区^くの^{かんが}考え方^{かた}(同趣旨の^{どうしゅし}意見^{いけん}は一括^{いっかつ})

ごうけい いけんすう 合計意見数	6 けん 件
---------------------	-----------

(1) 全般的な事項に関するもの(2項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	<p>条例の制定にあたり、障害当事者本人の意見を十分に聞いてほしい。障害当事者の親や支援者の意見と、本人の意見は違っている場合もある。</p>	<p>この条例の考え方については、関係団体等に説明しており、当事者の方のご意見を伺ってきました。今後、施策を進めるにあたっては、様々な障害の当事者からご意見を伺っていきます。</p>
2	<p>聴覚障害者の方々だけではなく様々な障害者の方々との意思疎通が出来る社会に1日も早くなれたら素晴らしいと思う。条例の制定を希望する。</p>	<p>ご意見の主旨を踏まえ、条例化に向けて取り組んでいます。</p>

(2) 「3 定義」について(1項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	<p>「意思疎通支援者」という言葉も共通認識が必要である。「意思疎通支援者」の定義を追加してほしい。</p>	<p>「意思疎通支援者」については、条文において、わかりやすい記述に改めることを検討します。</p>

(3)「6 区民の役割」、「7 事業者の役割」について(1項目)

番号 No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	「努める」と、努力義務となっているが、努力義務で、果たしてどこまで実施されるのか疑問である。	区は、この努力義務が適切に果たされるよう、区民・事業者への理解促進に努めていきます。

(4)「8 施策の推進の基本方針」について(1項目)

番号 No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	この条例に沿って各種事業が行われる際、必ず当事者を入れた話し合いを持つという文言を入れてほしい。	条例において、区が施策を実施するにあたって必要な場合は、当事者の意見を聴取する旨の規定を盛り込むことを考えています。 各種事業の実施にあたって、当事者の方のご意見を伺いながら進めていきます。

(5)その他の事項について(1項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	<p>障害者手帳の有無に関係なく、必要な方は情報保障が受けられるようにすべきである。条例の内容を、このような手帳を持たない聴覚障害者のコミュニケーション支援につながるものにしてほしい。</p>	<p>障害者が利用できるサービスは、身体障害者手帳の交付を受けていることを要件とするものもありますが、手帳を持たない聴覚障害者にもコミュニケーション支援ができるよう検討を進めます。</p>

3. 提出された意見による変更について

今回提出された前記2の「(2)1」を、今後、区が策定する(仮称)中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例案に反映させる。